資料２

春 運 協 発 第 ○ 号
令 和　８　年 ２ 月 ○ 日

春日部市長　岩 谷　一 弘　様

春日部市国民健康保険運営協議会
会　長　　山　　﨑　　進

春日部市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和７年８月２０日付春国発第５６２号をもって当協議会に対し市長から諮問のあった「春日部市国民健康保険税の税率改定について」、別添のとおり答申します。

答　申　書（案）

令和８年２月〇日

春日部市国民健康保険運営協議会

１　本市の国民健康保険について

国民健康保険は、被用者保険の適用拡大などに伴う被保険者数の減少や、高齢化の進展・医療の高度化などに伴う一人当たり医療費の増加などの構造的な問題により、運営は極めて厳しい状況が続いています。

本市においても、令和５年度に国民健康保険財政調整基金を全額取り崩すとともに、令和５年度・６年度は財源不足を補填するため法定外一般会計繰入金を計上するなど、厳しい財政運営を強いられています。

このような中、本市では、保健事業・医療費縮減対策・収納率向上対策を推進するとともに、令和７年度には当協議会の答申を踏まえた７年ぶりとなる税率改定を行うなど、国保財政の安定的な運営に努めてきました。

しかしながら、税率改定を行った本年度においても、法定外一般会計繰入金を計上している現状や、国保が抱える構造的な問題などを踏まえると、今後も安定的な運営が困難な状況が続くものと考えます。

２　埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）について

埼玉県国民健康保険運営方針(第３期)では、県内における国保財政の更なる安定化と被保険者間の公平性の確保を図るため、令和１２年度からの県内保険税水準の統一を目指しており、市町村には令和８年度までに赤字とされる法定外一般会計繰入金を解消することや、令和９年度には県が示す標準保険税率どおりの税率とすることが求められています。

３　令和６年度当協議会の答申について

令和６年５月に「春日部市国民健康保険税の税率改定」について諮問を受け、国民健康保険制度の維持を図るため、税率改定を実施する必要があること、改定時期・回数は、急激な税負担とならないよう、毎年改正する方法が望ましいとの答申を行ったところです。

４　令和８年度国民健康保険税の税率について

こうした状況を踏まえ、当協議会では慎重な審議を行いました。

令和８年度から社会全体で子育てを支える子ども・子育て支援金の賦課・徴収が始まり新たな負担が生じるほか、国保は市民の命を守る社会保障であり一般会計から法定外繰入をしてでも激変緩和をしていくべき・所得割の割合を増やし均等割を下げていくべきなどの意見もありましたが、当協議会では、本市の国保財政の安定的な運営を図るため、上記

の県方針や昨年度の答申内容を踏まえ、昨今の物価上昇による市民生活への影響にも配慮した税率に改定することが適当であるとの結論に至りました。

以上のことから、令和８年度国民健康保険税の税率については、令和９年度標準保険税率を見据えつつ、急激な税負担とならないよう、負担の平準化を図りながら段階的に改定する税率とすることを提言します。

５　付帯意見

(1) 本市の国民健康保険においては、引き続き保健事業・医療費縮減対策・収納率向上対策を推進するとともに、国の公費拡充等に係る要望活動の強化に努めること。

(2) 国民健康保険は、構造的な問題により厳しい財政運営に置かれており、埼玉県は国民健康保険制度改革のもと県内保険税率の統一を進めています。

このため、今後の持続可能な制度運営には、保険税率の改定は避けられない状況にあります。市においては、これらの事情や改定の趣旨について市民の理解が得られるよう、十分な周知・説明に努めること。